

災害支援くしろネットワーク
(略称「くしろネットワーク」)

平成23年5月21日

事業概要

【事業目的】

災害支援くしろネットワーク（以下「本会」という）は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震で甚大な被害を受けた三陸地方沿岸部の被災地復興支援及び釧根管内の漁業者への支援のため、釧根管内外の個人・団体及び企業法人に災害支援ボランティア活動と金銭支援の協力を呼びかけ、被災者や被災地のボランティアセンター及び釧根管内の諸機関と連携して、効果的な支援活動を展開することを目的とする。

【事業内容】。

- (1) 釧根地域の漁業者の支援に必要な募金活動を行う。
- (2) 岩手県遠野市に災害支援拠点を設置し、平成23年9月末までの期間をめぐり、三陸地方の沿岸被災地を支援するため、釧根管内から災害支援ボランティアを派遣する。
- (3) 災害支援ボランティアが東北地方の被災地で活動する為の実施計画を作成し、その計画に沿って被災地に行く交通手段を確保し、交通費を助成する。
さらに被災地での宿泊手段、被災地での支援に必要な、車両、装備、備品などを提供し、災害支援ボランティアの現地活動を支援する。
- (4) 災害支援ボランティアを募集、受入し、実施計画に沿って現地活動に必要な情報を提供するため事前説明会を実施し、現地活動に必要な指導も行う。
さらに破傷風予防注射の接種、ボランティア保険の加入手続きを実施の上、4名～15名単位の支援隊を組織し、東北地方の被災地へ派遣する。
- (5) 被災地の災害対策本部並びに災害ボランティアセンター、釧根管内の諸機関との連携、情報を共有し効果的な支援活動を実施する。又全国の災害支援団体等と連携し、災害支援の為の連携、情報の共有を行う。
- (6) 活動資金の確保と支援隊員を募集する為、活動内容を広く告知し、個人会員、世話人会員、企業団体会員を募る。
- (7) 災害支援活動に必要な後援・協力・協賛を得るため、活動内容を広く告知し、後援団体、協力団体・企業、協賛団体・企業を募る。
- (8) その他、被災者及び被災地に対する支援の企画、呼びかけ、実践を行う。
- (9) その他事業目的達成に必要な事業を行う。

【会員及び構成団体等】

- (1) 本会は、目的に賛同し規定の会費を納めた個人・団体会員、世話人会員及び企業法人会員で構成し、本会に許可があれば、加入又は退会することができる。
- (2) 本会事業の目的に賛同し、本会を支援、連携をする、又は本会事業を推進する為に必要な物資もしくはサービスを無償で提供をされる企業団体は、本会に許可があれば、後援企業団体、協力企業団体、協賛企業団体として、本会の外部ボランティアを構成する。

- (3) 個人団体会員は本会事業の目的に賛同し、災害支援隊の派遣費用を提供して頂く会員
会費は1口¥1.000とする
- (4) 世話人会員は本会事業の目的に賛同し、災害支援隊の派遣費用を提供して頂くと共に、本
会事業を推進する為、積極的な活動をして頂ける個人の会員。災害支援隊員は世話人会員
の資格が必要となる。会費は1口¥2.000とする
新規個人会員、世話人会員、企業法人会員、後援、協力、協賛団体・企業を紹介して頂く。
- (5) 企業法人会員は本会事業の目的に賛同し、災害支援隊の派遣費用を提供して頂ける企業又
は法人の会員。企業法人会員の代表者は世話人会員となる。会費は1口¥50.000とする。
企業法人会員の会費金額は災害支援隊員1名の派遣に必要な費用とほぼ同額になる。

【運営組織】

- (1) 本会に事業を遂行するため世話人会を設置する。
- (2) 本会に世話人代表を1名置く。世話人代表は会を代表する。
- (3) 本会に2名以上の副代表を置く。
- (4) 本会に5名以上の世話人を置く。
- (5) 本会に会計担当者を置く。会計担当者は、本会の会計を処理する。
- (6) 本会に監事担当を3名以内置き、本会の事務事業及び金銭の状況について監査する。
- (7) 本会の事務所を、北海道釧路市緑ヶ岡2-36-15に置く。
- (8) 本会の事業を遂行するため、下記の作業チームを設置する
 - 1. 隊員・会員募集チーム
災害支援隊 隊員募集・登録
災害支援隊説明会の開催 支援隊の交通機関手配
個人団体会員の募集活動・登録
釧根地域の漁業者の支援募金活動
 - 2. 広報チーム
ホームページサイトの運営
各種広報活動の支援
 - 3. 資金・登録チーム（会計担当）
企業法人会員・世話人の登録
助成金の申請業務
資金管理・会計
 - 4. ネットワークチーム
クシロネットの組織構築
企業法人会員・世話人の募集
他団体との連携 マスコミ各社との対応
 - 5. 支援隊本部チーム
災害支援隊の現地活動を企画計画する
災害支援隊の現地活動を指揮し、サポートする
支援活動に必要な施設、機材、装備の調達 支給する

【募金活動】

- (1) 末広振興会と連携し、釧根地域の漁業者の支援に必要な募金活動を行う
- (2) 募金活動の方法として、定期的を開催する大型S Cやイベントなどにおける本会の個人会員募集活動の際、その活動と併せて募金活動を行う事とする

【災害支援隊】

- (1) 本会の実施計画と指導に沿って支援活動を行う、本会の世話人会員を災害支援隊員とし被災地に派遣する。但し、学生の場合、会員資格は個人会員でも可とする。
- (2) 災害支援隊は4～15名単位の支援隊を組織し、各隊隊長の指揮のもと、4泊5日（現地3日）又は5泊6日（現地4日）を1単位として活動する。
- (3) 支援隊員は作業可能な健康な方に限り、年齢は15才～65才とする（応相談）
- (4) 未成年が支援隊に参加する場合は、親権者の承認を必要とする
- (5) 募集人員 200名（概算）
- (6) 支援隊員の分類のイメージ（人数は目安）
 1. 高校生（サークル単位） 10名
 2. 大学生（公立大、教育大、釧路高専、短期大学） 40名
 3. 釧根管内 地域選出議員 10名
 4. 釧根管内 教育関係者 20名
 5. 釧根管内 行政関係者 10名
 6. 一般個人参加、親子参加 30名
 7. 各種ボランティア団体・一般グループ参加 40名
 8. 企業派遣参加 20名
 9. 事業運営担当者、その他専門職参加者 20名
- (7) 支援隊員の負担

下記費用は全額ネットワークにて負担とする

1. 往復交通費 釧路発＝被災地
但し、交通手段はJR、車両、フェリーを前提とし交通機関は原則として本会が手配をする。航空機等の交通機関を利用する場合等の負担交通費は4.5万円を上限とする
2. 破傷風予防注射（当会が指定した病院での接種）、ボランティア保険加入料
3. 宿泊施設における、米と朝食、昼食、の食材
ご飯（保存用ご飯を含む）、インスタント味噌汁、玉子、パン、マーガリン、ジャム、コーヒー、クリーム、紅茶、おにぎりの具、ご飯のお供（ふりかけ、昆布佃煮各種、鮭フレーク、のり等）、調味料各種（味噌、醤油、本だし、砂糖、塩、サラダ油、ポン酢等）、ミネラルウォーター、冷蔵庫内のソフトドリンク
4. 現地支援活動に必要な装備品（マスク、手袋、ヘルメット、）の費用
5. 宿泊施設での生活に必要な寝具等の生活必需品
6. 現地支援活動に必要な移動手段の確保燃料代等の諸経費
7. 支援隊員が下記の事項に反した場合は上記の費用は一切負担せず、現地にて会員除名、退会とした上、追加の施設使用料（1泊1万円）を請求する。
 1. 本会の遵守事項、団体行動の規律、隊長の指示を守る
 2. 支援隊本部の行動計画を本部の許可なく変更しない
 3. その他他人に迷惑をかけず、本会の信用を失墜する行為をしない

下記費用は支援隊員の個人負担とする

1. 現地宿泊施設の施設使用料（1泊朝食付）は下記の通りとする
一般隊員（8泊以内） ¥1500/1泊
長期派遣隊員及び複数回参加隊員（8泊を超えた場合） ¥1000/1泊
学生隊員 ¥500/1泊

（但し学生隊員は会員募集活動をした場合に限り施設使用料を無料とする）

2. 釧路から現地までの往復移動中の食事の費用（弁当代）
3. 宿泊施設における夕食のおかず購入費用
4. 宿泊施設における夕食の賄い費用（目安 ¥500～ ¥700/1日）
5. 現地での浴場施設利用料（¥150）
6. 宿泊施設以外での外食をした場合の費用
7. 宿泊施設に常備されていない飲料、食品の購入費用

【災害支援隊の活動スケジュール】

現地調査隊の活動実績

1. 第1次 現地調査隊 4月13日～17日
中野隊長、佐々木、大屋、他2名 合計5名
被災地の被災状況並びに生活状況調査、現地ボランティア活動のニーズ調査、現地ボランティア活動の内容調査、現地VCとの連携調査、支援隊の現地活動プログラムの調査、支援隊の現地宿泊施設調査、支援隊活動に必要な食住環境の調査
支援隊活動に必要な機材、装備の調査
2. 第2次 現地調査隊 5月1日～5日
吉田隊長、石割、中野 他3名 合計6名
被災地の被災状況並びに生活状況調査、現地ボランティア活動のニーズ調査、現地ボランティア活動の内容調査、遠野VC釜石VCとの連携構築、支援隊の現地活動プログラムの構築、支援隊の現地宿泊施設八幡コミセンの契約並びに住環境整備、支援隊の現地生活に必要な食材の現地調達、支援隊に必要な機材、装備の現地調達
3. 第3次 現地調査隊 5月4日～8日
表隊長、金安、 他5名 合計7名（内女性2名）
被災地の被災状況並びに生活状況調査、現地女性ボランティア活動のニーズ調査、現地女性ボランティア活動の作業内容調査、遠野VC釜石VCとの連携強化、支援隊の現地活動プログラムの実施シュミレーション、支援隊の現地宿泊施設八幡キャンプの住環境チェック、支援隊の現地生活に必要な食材の現地調達、

災害支援隊 今後の活動予定

5月の予定 第一次 災害支援隊 5月24日～28日 派遣決定

続木隊長 他6名 合計7名（内女性2名）

遠野VC、釜石VCを拠点に大槌町、釜石市内にて3日間支援活動を実施予定

6月の予定 6月上旬より本格的な災害支援隊員の募集を開始する

6月12日以降 釧路市議会議員、経済人など4チーム約25名が順次出発予定

7月の予定 企業派遣・グループ参加など中心に8チーム 50名を派遣計画

8月の予定 大学生・高校生を中心に8チーム 50名を派遣計画

9月の予定 大学生・グループ参加を中心に8チーム 50名を派遣計画

【広報活動】

- (1) 当会は事業活動の内容を会員及び市民に広く告知する為、広報活動を行う
- (2) 広報活動の種類
 1. ホームページの開設と運営による広報活動
 2. マスコミの取材記事による広報活動
 3. ポスターなどの媒体による広報活動
 4. 新聞広告による広報活動
 5. 街頭活動による広報活動
- (3) 当会は支援隊を派遣するにあたり、災害支援隊1隊ごとに、派遣費用に見合う派遣費用を提供した個人会員並びに企業団体会員の氏名及び会社名を告知し広報する